



第2回区議会定例会閉会：田中まさや幹事長ら、本会議で請願への賛成討論

オリンパス跡地再開発・住民の声の尊重、7号通り公園移設撤回を

区議会第2回定例会が、6月17日閉会しました。

日本共産党区議団は、区長提案の議案については、牛尾まさみ区議団長が、「渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例」についての反対討論をおこないました。

私は、ただいま議題となりました「オリンパス本社跡地再開発について、住民への説明の継続と住民合意の尊重を求める請願」につきまして、日本共産党区議団を代表して賛成討論を行います。

また区民の願いが込められた請願については、私、田中まさやが「オリンパス本社跡地再開発について、住民への説明の継続と住民合意の尊重を求める請願」、牛尾まさみ区議団長が「渋谷区立玉川上水旧水路緑道の管理に関して町会その他地域住民の意見聴取を求め、イベント開催に条件を課す請願」、いがらし千代子議員が「国に対してOTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書についての請願」について、それぞれ日本共産党区議団を代表して賛成の討論を行い、採択に全力をあげました。請願3件は、賛成少数で不採択となりました。（表参照）

三井不動産レジデンシャルは、幡ヶ谷2丁目のオリンパス本社跡地に、地上45m430戸、車103台、バイク43台の駐車場を備える高層分譲マンションを建設し、渋谷区はマンション駐車の出入口をつくるために区立7号通り公園をひだまり公園側に移設しようとしています。

本請願は、渋谷区に対して、住民の不安や心配により、7号通り公園の移設について、住民合意はないことから移設を中止し、白紙撤回を求めるものです。

許されないからです。5月20日と30日の2日間、事業者による紛争予防条例に基づく住民説明会と渋谷区の「幡ヶ谷2丁目のまちづくり」についての説明会が一体で行われ、200人を超える住民が参加し、本請願と趣旨の個人署名には266人が署名しているように、この問題は地域住民にとつて極めて重要な課題だと認識されています。説明会では参加者から、

「国に対してOTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書についての請願」

「風害がひどくなるのでは」、「子どもが増えるので、学校があふれるのでは」、「交通安全が確保できない」、「地域の病院がいっぱいになる」など、学校の教室の不足や京王線幡ヶ谷駅ホームの危険の増大、水道道路側の駐車場出入口の新設に伴う歩道や周辺地域の交通安全の危険の増大などの質問や不安の声が出されましたが、三井不動産も渋谷区も、「これから京王電鉄やバス会社と話をする」、「想定していない」、「大丈夫と聞いている」、「土壌汚

染への懸念」に対しても「対策は終了している」など、具体的な数値も示さず、一般論での回答やこれから対策を考えるなど、全く納得できる回答ではありませんでした。また、どちらの説明会も終了に際して、たくさん手を挙げる参加者が残されており、「説明会の継続」を求める声も出されましたが、渋谷区も事業者も、説明会の継続は明言していません。それどころか、事業者の説明資料には「予定」とあるものの7月から工事着工と記されており、渋谷区もこれを追認していると受け止められています。住民から「今日はじめて内容を聞いたのに、このまま計画を進めるのは許されない」と声が上がっています。

区は、住民の声を尊重し、引き続き説明会を開くなど、住民に寄り添った対応をすべきです。

第2の理由は、区立7号通り公園の移設計画は、住民の声や交通安全も無視して進められており、まちづくりの主人公である住民合意のないことは明らかであり

裏面へ

以下・賛成討論

第2回区議会定例会最終本会議での議案(抜粋)・請願の表決結果

2026.6.17

議案・請願		可否	会派名(人数)								
			共産党(3)	自民(7)	シブヤを笑顔(6)	立憲・無所属(5)	公明党(5)	渋谷区民(3)	矢ヶ崎議員	久世議員	鈴木議員
議案	渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○
請願	オリンパス本社跡地再開発について、住民への説明の継続と住民合意の尊重を求める請願	不採択	○	×	×	○	×	○	×	×	×
	渋谷区立玉川上水旧水路緑道の管理に関して町会その他地域住民の意見聴取を求め、イベント開催に条件を課す請願	不採択	○	×	×	○	×	○	×	○	○
	国に対してOTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書についての請願	不採択	○	×	×	×	○	×	×	×	×

まず7号の移設計画は、昨年6月に渋谷区と事業者が一緒に、地元町会に説明したとのことです。が、地元町会はその時から一貫して「7号通り公園の存続」を求め、移転に反対をしてきました。その間、町会長は、渋谷区に対して何度も「存続」を求める要請を行っているのに、まったく聞く耳を持たないと怒っています。説明会でも、多くの参加者から公園の移設に対する疑問の声が上がっており、住民合意がないことは明らかです。

渋谷区は、公園の移設によって幡ヶ谷2丁目の「地域課題の解決」ができる」と説明しています。しかし、狹隘道路の解消という課題については、建築基準法により7号通りの拡幅は必要不可欠であり、公園移設をしなくても6mに拡幅され狹隘道路は解消します。

交通安全上も、事業用地に以前あった399台の駐車場の出入口は、水道道路でなく7号通りにありましたが支障があつたとは聞いていません。逆に、新たに北側に出入口をつくれば、水道道路の歩道を横断して出入するため、新たな危険が増大します。住民は、7号通りの信号は、2年後には交差点になるので、7号通りの出入口の方が安全だと訴えています。

しかも、マンションの駐車場への出入りは、「左折イン左折アウト」とするので車線をまたがないので安全との説明でしたが、参加者から「新宿方面に行きたい車は、7号通りの信号を右折する。幡ヶ谷3丁目界隈の狹隘道路の交通量が増えて危険ではないか」との質問に、区も事業者も調査してないと言ふ無責任な回答で、逆に地域の交通環境が悪化する懸念が浮き彫りになりました。

くりビジョンで、区は「ウォーカブル」なまちづくりを進めるといつているに、歩道を分断したらウォカブルでなくなる。区の方針にも逆行している」との怒りの声も上がっています。

7号通り公園は、長年にわたって、年2回の交通安全全週間や祭礼、ラジオ体操などで利用され、地域住民の憩いの場として愛されてきた公園です。住民合意もなしに区が事業者と一体に移転計画を押し付けることは言語道断であり、住民自治を自ら破壊する暴挙です。直ちに撤回すべきです。

7号通り公園は、長年にわたって、年2回の交通安全全週間や祭礼、ラジオ体操などで利用され、地域住民の憩いの場として愛されてきた公園です。住民合意もなしに区が事業者と一体に移転計画を押し付けることは言語道断であり、住民自治を自ら破壊する暴挙です。直ちに撤回すべきです。

いからです。

「この計画は、住民の発案ではありません。区が「狭隘道路」、「防災」、「交流拠点」など地域課題の解決を事業者に提案し、事業者が7号通り移設計画を提案したと

報告されていますが、住民抜きでつくられた計画であることは明らかです。地域課題の解決というなら住民主体で議論すべきであり、事業者には先に相談すること自体本末転倒です。こんな住民無視の進め方は許されません。

説明会では7通り公園の

移設によって、公園面積が27%広がると報告されています。つまり、公園を移設して水道道路に接道することで分譲マンションの資産価値は跳ね上がることとなります。

事業者は、地域の課題解決にかこつけて、自らの分譲マンションの資産価値を上げるために、7号通り公園を移設して水道道路に接道する出入口をつくる計画を提案し、区は、住民の反対の声を聞くとうもしないこんな、事業者の利益優先の計画は到底認めることはできません。

改めて、主人公である住民が主体となつて、まちづくりについて広く議論し、区は、住民の声に寄り添つて事業者と話し合うべきであり、本請願が求めているように、住民によりよい説明をつくすとともに、7号通り公園の移設計画は撤回することを求めて、賛成討論とします。

議団長の賛成討論

区は、現在整備を強行している玉川上水旧水路緑道の管理に、指定管理者制度

を導入するとしてきました。来年4月から実施予定としており、この5月に指定管理者の公募を行ないました。が、その際に示された公募要項と、指定管理者業務仕様書には、近隣住民が当初から求めてきた「静かに、安全・安心に暮らす」ための配慮がないことから、近隣住民で構成される緑道沿道住民の会のみなさんから146人の賛同をえて本請願が提出されたものです。

請願者が指摘しているよ

うに、公募要項の運営方針には、「利用者の多様なニーズに応えるため要望等を聴取し、運営に反映させる」

ことが明記され、業務仕様書には「公園のにぎわい創出を図るための自主事業を実施できる」とされている。一方で、近隣住民の住環境を守ることに言及はありません。請願者は、大山緑道、西原緑道の沿道地域住民の多くは、公園に「にぎわいの創出」を求めているな

施の条件とし、防犯および住環境への影響について十分に配慮することを求めています。

また、一般社団法人ササハタハツまちラボをコミュニティ菜園の運営に参画する候補者として、個名まであげていることについては、行政の公平性・透明性に疑念を生むものと指摘しています。

住民は議会の定例会ごとに、請願や陳情を提出し、見直しを求めてきましたが、テラゾ材の使用や農園の整備などは住民の声を無視したまま進められてきました。こうした経緯から、完成後の運営管理の在り方についても疑問を投げかけ、区の姿勢を問うていくのです。

指定管理者制度は、施設の管理運営に民間のノウハウを生かすとともに、行政の負担を軽減するとして導入された制度です。指定管理者には自主事業と称して、公園では許可制となっているイベントなどの営業行為を自らが行うことができ、他者の営業行為や興行等への許可権限も指定管理者に委ねられます。指定管理者となる民間事業者には管理権限の多くが委ねられれば、住環境への配慮よりも商業的利用が優先、拡大されかねません。

その一方で、区の関与は薄まり、行政の責任が後退することになります。そのことは公募要項の中で地域との協調や管理業務や自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等の住民対応は指定管理者の責任とされていることから明らかにです。こうしたことから、わが会派は、公の施設への指定管理者制度の導入には反対してきました。

区には、緑道の管理に当たって、住民の要望にこたえることを最優先にするこ
とが求められています。議会としてこの
請願を採択すべきです。